

夫及土工等に飯食物を販売せんとして字金山に来り営業開始せるに初まり、同月山口県人森本京蔵農業の目的を以って字幾寅に移住せしむ。当時殖民地区画の設定なきために又鉄道工事に従へる諸職工に飯食物の供給をなせり、これ当部落の開祖にして其の嚆矢と云ふべく、明治三十三年殖民地区画設定と共に漸次多少の移住者を見るに至る(略)」とあり、明治三十二年(一八九九)一〇月、森本京蔵が入地定住し、幾寅集落開拓の先駆者となった。

森本は、空知川をさかのぼり、幾寅の内藤農場に入り、その後、イクトラシベツ川の岸辺に居を構え、滝川から家族を呼び、農耕の傍ら旅人宿を営んだのである。

なお、明治三十二年には川島房吉が鉄道工事請負人として金山へ入地、また、金山、落合に駅通所が設置され、漸次牧場用地の貸下や団体移住の姿もみられるようになった。

団体移住 未開の原野に入地し、開墾に従事するものはなるべく団体移住をすることであり、この事業は容易なものでなく、多数の人々が一致和合し、緩急相支援することが必要であった。殊に府県知事の証明を得て出願をすれば、貸付地の予定存置を得るのに便宜であり、移住にあたっては、まず総代人を派遣して、予め土地を選定して許可を受け、十分な準備をして出発することであった。

伊勢団体 本村開拓期における団体移住の一団である伊勢団



団体移住時に植えたカラ松、伊勢団体
(明治37年)

体については、『村史』に、次のように記されている。

幾寅市街の基線零号十字街から村道を西北に向って走ると二号線と三号線の間で空知川の手前のイクトラシベツ川の伊勢橋に達するが、伊勢橋と言っている通りこゝから伊勢団体となるのである。(略)開拓当時は空知川の更生橋だったということである。こゝが東北の境界である。

る。(略)八号線と九号線まで登ると道有林に達するがこゝが西北の線である。南西は空知川が境界(略)東北は道有林に接しながら西一線の空知川に初まり、曲り曲って約一里半、西八号まで及んでいて直線に見ても一里は充分ある長さである。

面積は約三百五十町か四百町、(略)農産物の総売上げは(昭和三十二年頃)約二千万円、岐阜の二千万円、松井の二千万円、鹿越の三千万円と共に幾寅の穀倉であるが、金山ダムが出来たときはほとんど湖底に沈むことになるということである。

この団体は、三重県飯南郡茅広村出身の木田幸次郎を総代人(団体長)とする団結移民で、当初、四〇戸にのぼる団体であったが、諸般の事情から、入地時にはかなりの脱落者があったといわれる。

いま、『殖民公報』第一〇号(明治三五年)によれば、次のような貸付地予定存置の記事が掲記されており、この自作団体が伊勢団体であったと推測される。

原野	許可月日	許可坪数	組織	府県	氏名
石狩国空知郡 ユクトラシベツ	六月二十八日四〇七、五九九		自作 団体	三重	水原敬治郎 外二十六人

貸付地予定存置 本年二月十四日迄に国有未開地貸付地予定存置を許可したる分は已に掲載したるが尚ほ其後の分を挙ぐれば左の如し

註 許可年は明治三四年である

なお、前述のとおり、『殖民公報』第一号(明治三四年)には、明治三四年(一九〇一)以後の新規貸付地で、同年二月二十六日まで、予定存置の許可を得たものとして、「石狩国空知郡ユクトラシベツ原野 明治三十四年二月十三日許可 許可坪数七十万坪 三重県団体四十七戸 水原敬二郎」の記載があり、団体移住の名目上の代表は水原敬治(二郎)であったと推察される。

岐阜団体 幾寅市街の基線番号の十字街から、東北方向へ国道を浅野牧場方面に向かうと岐阜団体開拓地となる。貸下面積約一二八町歩といわれる。幾寅市街地の近傍に位置し、交通は至便である。この団体は、岐阜県大野郡白川村出身の坂井一族を中心とした団結移民集団である。坂井五右衛門の二男坂井助太は、明治三二年(一八九九)ごろに渡道、留萌の藤山牧場(牧場主藤山要

吉)で二年間稼働、その間、道内各地を見聞し、自作農として農業経営に専念できる地として、南富良野を決定した。三四年(一九〇一)、長男坂井七之助が来道、国有未開地の貸下げを申請、許可となった。団体は二一戸の参加を得たが、入地時には減少していた。坂井助太そして三男の儀之助を中心に、藤五郎、権友の二人の弟は、遅れて現地に入った。森井多吉、森井幸作、中田松蔵、富田徳太郎、高松兵五郎、大門某など、坂井の親戚で占められた。坂井七之助が団体の組織者であったが数年後に入地した。この土地は坂井助太の選定によるもので、地の利を得ており巨大な立木が多い土地柄であった。

なお、『殖民公報』第一号によれば、次のとおりであり、いわゆる総代人は、坂井儀之助であった。

原野	原野名	許可月日	許可坪数	組織	県名	氏名
石狩国空知郡 ユクトラシベツ 原野	明治三十四年 二月十八日	三〇〇,〇〇〇坪	団体 二十戸	岐阜	坂井儀之助	

貸付地予定存置 明治三十四年以後新に貸付すべき区画原野に就き二月二十六日までに貸付地予定存置許可を得たるものは左の如し

なお、昭和一五年ごろから二二年春まで、旭川測候所南富良野村気象観測所が設置されていた。

越中団体 幾寅から落合方面へ約五キロ進行すると、鉄道とほぼ並行している空知川との間に、約九町歩の農耕地が存在す



水没する地域の現状を伝える当時の新聞記事

の他は調査の上決定する。(国)

一五、家畜導入資金の融資。

回答 三七年度、北海道低位経済農家畜産振興対策費から借入措置を講じる。(道)

一六、小中学校の整備充実

回答 地元からの具体的整備計画の提示をまって検討する。(道)

一七、定時制高校の充実。

回答 右に同じ。(道)

一八、走る公民館(ジープ)購入助成。

回答 三八年度以降、国庫補助等による助成に努めたい。(道)

一九、公民館建設の助成。

回答 右に同じ。(道)

二〇、消防施設(水槽)の建設。

回答 三七年度に助成措置を講ずる。(道)

二一、金山ダム関係者の移転対策。

回答 具体的計画に基づいて関係各方面と協議の上、相談に応じる。(国・道)

は、事業主体が導入計画を検討、受入態勢を確立する要がある。(道)

二二、金山ダム周辺残存者並びに残地の措置。

回答 目下現地調査中、調査結果に基づき検討する。(道)

二三、金山ダム関係者の諸税負担。

回答 国税局、富良野税務署に対し、主旨に添うよう極力要請する。

(国) 国税の決定をまって検討したい。(道)

二四、村内団体の運営育成。

回答 農協については、具体策の提示により検討する。共済組合は、所要の指導を行う。(道)

二五、商工業者の対策。

回答 商工業者の融資斡旋等の必要が生じた場合、金融機関に連絡し、適切な処置をとるよう配慮する。(道)

二六、金山ダム対策の村費支出に対する助成。

回答 要望に副うよう努力する。(道)

二七、鉄道交通の利便確保

回答 具体的提示により、関係機関へ要請。(道)

二八、道有林に関連する空知川架橋の実現。

回答 道有林の経営管理上必要としないので、現在実施計画はない。今後実現に努力したい。(道)

あとをひく金山ダム補償 三七年五月八日発行の「読売新聞」

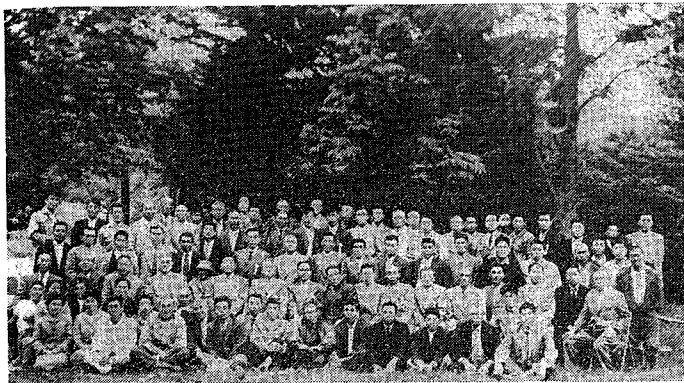
は、南富良野村の現況を、次のように報じている。

(略) ダム建設で水没する農家二百戸には総額約十億円の補償費が決まり、

このうち約四億円がすでに支払われ、四十戸が四月末までに、旭川、滝川、

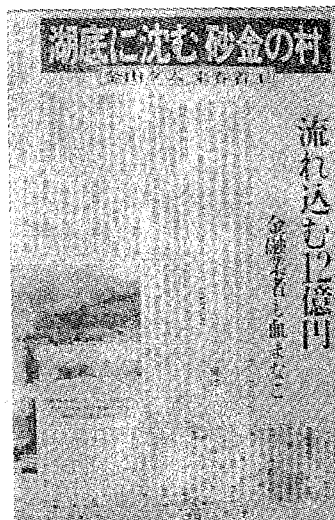
札幌、苫小牧方面にそれぞれ安住の地を求めて移転した。しかしこれら水没

者の補償が決まったことで、すべてが解決したかのように見られているが、



伊勢神社遷座記念（昭和37年6月）

村の耕作地の四分の一が水没してしまうため、残ったものの新しい村づくりが、問題となる。たとえばダム周辺の残存者と残地の処置、各種団体の育成、商工業の対策、ダム対策に使った村費支出の助成、村道のつけ替え工事、開墾開発事業の促進などだ。二月に開発局で水没者の補償調印が行われた時、臨時村議会を開き「間接補償が決まるまで調印を延期させる」などとさざわざ出す一幕もあったが、水没農家に一日も早く新しい生活設計を立てさせるねらいから、調印を済ませた。村としては道と開発局にこうした問題の早期



ダム着工を伝える当時の新聞記事（現地ルポ）

解決を強く要望しているが、なにせ予算がともなう問題だけに態度を決めかね、話し合いもこじれ、最近では着工を拒否しようという声まで出ている。一方水没者の立ちのき先は山部村と富良野町、東神楽村に三戸再入植した場合は、都会に出て商店、フロ屋、アパート業をはじめている。ところが残りの百六十戸は行き先が決まらず、耕作もしないでぶらぶらしており、なかには悪質な金融業者や土地仲買人などに食われ、一戸当たり七百万円―八百万円の補償金もなくしてしまったものもあるという。このため村は富良野署内に金山ダム工事警備対策本部を設置、工事現場の新狩勝トンネル事務所内に警備所を設け、とくに補償金からんでの防犯対策に乗り出し、東鹿越、鹿越、幾寅、金山の各駅に防犯の立て看板を立てたり、有線放送を通じ水没者に「悪質業者などにだまされないよう」とPRにつとめている。（略）

三七年四月一日、水没関係者の今後の再建対策各分野にわたる相談に応ずるため、相談室を村企画室を窓口として開設した。石狩川治水事務所金山ダム建設事務所の五月現在における状況は、本年度予算の決定をみたことから、ダム計画は実施設計への段階に入った。今年度計画は、仮設工事の一部、ダム掘削の一部、国鉄根室本線の仮付替工事など、国鉄根室本線の付替えが、今年最大の見込みであり、建設省と国鉄間で協議が進められた。

部落解散式 補償問題などで着工が遅れていた金山ダムも、本年度から着工と決まり、水没関係者三〇〇戸に対する補償金も、一部が支払われた。約一五〇戸が水没する鹿越部落は、すでに四〇数戸が離村した。建設工事が本格的に開始される来春までには、



水没関係者の記念撮影（鹿越小学校々庭）昭和37年

そのほとんどが移転する。同部落では、永年同じ土地で生活してきた部落住民が四散する前に、お互いの送別と永久に湖底に消える部落の解散式を、七月二二日、鹿越小学校体育館で、一五〇人が出席して開かれた。

八月三日夜半から四日にかけて台風九号が来襲し、昨年七月の集中豪雨を上回



村落解散式（昭和37年7月）

る開村以来、最大の災害が発生、被害総額は四億二〇〇〇万円に達した。この災害により水没関係者の離村を早める結果にもなった。町村道知事が、九月六日、台風の影響被害状況視察と、村内事情把握のため来村、金山ダム水没地域を始め、災害激甚カ所を視察、その後、村役場会議室で、村長から災害復旧対策や、特に金山ダムに関する各種案件解決を要請した。

九月一九日、村議会を招集、金山ダム建設工事に伴い、開発局に、多数労働者の村内流入による治安の乱れが予想されるので、治安対策などの要望事項の回答を求めているが、正式な回答がないため、〃要望が入れられなければ、ダムの着工は拒否する〃と決議、要望事項の早期実現を開発局へ申し入れ、注目を浴びた。

一〇月一六日の臨時村議会においては「金山ダム建設に伴う村の基本方針を関係機関に再確認を求めて村造り対策を挙村一致で急速に推進する」と決議、同月二二日には、村長、村議会議長、村議会議員が出札し、知事に要望事項の早期実現を要請した。同月二四日には、金山ダム本体工事の入札が、金山ダム建設事務所で大手一〇社が参加し執行された。その結果、本命とみられていた鹿島建設が、三回目の入札で、一〇億三一九三万四〇〇〇円（全体契約）の最低金額（うち、三七年度分二二七八万円）を示し、随契交渉に入った。

十一月一日、金山ダム建設に伴う村づくりを始め、諸般の連絡

調整の窓口として、道は総合開発企画部（建設運輸）に、上川支庁は、地方部総務課開発防災係に専門の担当を配置、道は佐竹庄一、上川支庁は地方部付として石田武夫を金山ダム専門担当員（課長待遇）に任命した。

三七年一月五日、沢田副知事一行が来村し、村側と協議会が開かれた。席上、村づくり、治安対策など活発な意見の交換が行われ、道側からは「農業団体、商工業者の補償については、建設、大蔵省とも関係があるので努力して回答する、治安対策の具体化、村内国道の補装化は、開発局で立案中であり、道も促進に努力する」との回答があった。

同月六日には、轟道警旭川方面本部長、富良野警察署長一行が来村、村、道、支庁、開発局と協議を行い、ダムサイト地点及び水没地域を視察、山岡建設事務所長から建設工事及び労務状況について説明があり、轟本部長からは、村側の要請に対して、諸般の動きに対応する対策を講ずることを表明した。七日に、亀田開発局次長が来庁、村側から当面する諸問題について陳情が行われた。

一月一〇日招集の臨時村議会において、最近、道が金山ダム間接補償についても積極的な協力姿勢を示し、道知事、開発局長が最善を尽くす旨の覚書を提示するならば、先に議決した「着工拒否」は撤回し、前向きな姿勢で協力するとの結論を出し、具体

的折衝は村長と議長に一任することになった。新田村長、寺西村議長議長は、山岡金山ダム建設事務所長を通じ、道と開発局に、とりあえず次の七項目にわたる要望の早期実現を申し入れた。

- 一、農業団体及び商工業者に対する補償と再建支援。
 - 二、村内主要道路の舗装。
 - 三、村内に現存の各種施設の活用。
 - 四、水没地区内国有林立木の地元業者の優先払下げ。
 - 五、治安維持対策の強化。
 - 六、ダム完成後における村内の気象変化についての事前観測。
 - 七、道と支庁に新設された金山ダム担当機構の今後の運営具体策。
- 二月一日、富良野署は新狩勝トンネル工事や金山ダム建設工事による労務者の激増で、犯罪の多発が予想されるため、村内の治安維持の確保を図るため、金山巡査部長派出所を新設、巡査部長と巡査の二人を配置した。

昭和三七年における金山ダム建設計画に伴う村の対策経過概要

資料／「金山ダム建設の歩み」村企画室

年月日 事 項

三七・

- 一・五 金山ダム対策委員会に村長出席。
- 一・二三 金山ダム建設事務所鈴木副長用務打合せに来庁。
- 一・一九 金山ダム補償の懇談会を開催。
- 一・二三 第一回臨時村議会。

南富良野村労働力調整協議会設置条例を制定。